

## 処 分 基 準

令和3年4月1日作成

法 令 名	: 警備業法（7-1）
根 拠 条 項	: 第8条
処 分 の 概 要	: 警備業の認定の取消し
原権者（委任先）	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	: 警備業法第3条（警備業の要件）、第4条（認定）及び第7条（認定証の有効期間の更新）
処 分 基 準	<p>: 警備業法第8条各号に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、認定を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第3条第1号から第7号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。</li></ul> <p>なお、処分の公表を別添「警備業法に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。</p>
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）
備 考	

## 別添

### 警備業法に基づく処分の公表基準

#### 1 公表の対象となる処分

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）に基づく処分の公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる処分（以下「公表対象処分」という。）について、行うものとする。ただし、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限る。

- (1) 認定の取消し（法第8条）
- (2) 指示（法第48条）
- (3) 営業停止命令（法第49条第1項）
- (4) 営業廃止命令（法第49条第2項）

#### 2 公表の方法

- (1) 公表対象処分を行った場合は、別記様式により、次に掲げる方法によって、公表を行う。

ア 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課への備付け

イ 千葉県警察のホームページへの掲載

- (2) 他の都道府県公安委員会が営業停止命令を行った被処分者の主たる営業所の所在地が、千葉県内に所在する場合は、千葉県公安委員会は当該処分について公表するものとする。
- (3) 千葉県公安委員会は公表対象処分を行った場合、他に公表を行う都道府県公安委員会があるときは、当該都道府県公安委員会に対し、公表内容の写しを送付するものとする。

#### 3 公表の期間

公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して3年間とする。

別記様式

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公安委員会 第 号
	氏 名 又 は 名 称	
	代 表 者 の 氏 名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所等の名称及び所在地	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

注1：処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

2：処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」等）。